

# 特別職の職員の給与に関する法律等の 一部を改正する法律(平成22年法律第54号)の概要

総務省

- 一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の国家公務員の給与の額を改定。

## 法律概要

### 1 俸給月額の見直し

- ・ 内閣総理大臣等 一般職の指定職職員に準じて引下げ(平均▲0.2%)
- ・ 秘書官 一般職の一般職員に準じて引下げ(平均▲0.15%)

(代表例)

(単位:円)

官職名	改正前	改正後
内閣総理大臣	2,065,000	2,060,000
国務大臣	1,507,000	1,503,000
副大臣	1,444,000	1,441,000
大臣政務官	1,231,000	1,228,000

### 2 ボーナスの見直し

一般職に準じて、ボーナスの支給月数を引下げ

内閣総理大臣等 現行 年間3.10月分 → 2.95月分(▲0.15月分)  
秘書官 現行 年間4.15月分 → 3.95月分(▲0.20月分)

### 3 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日